

立候補を予定している方にお知らせ

当別町長選挙・農業委員選挙

町選挙管理委員会では、次のとおり立候補予定者を対象とした説明会などを開催します。

当別町長選挙

立候補予定説明会

▷日時 6月29日(水) 14時

▷場所 役場第二庁舎

立候補届出書類事前審査

▷日時 7月13日(水) 14時

▷場所 役場第二庁舎

告示日(立候補)受付

▷日時 7月19日(火)  
8時30分～17時

▷場所 役場第二庁舎

当別町農業委員会委員選挙

立候補予定説明会

▷日時 6月16日(木) 14時

▷場所 役場第二庁舎

立候補届出書類事前審査

▷日時 6月28日(火) 14時

▷場所 役場第二庁舎

告示日(立候補)受付

▷日時 7月5日(火)  
8時30分～17時

▷場所 役場第二庁舎

両選挙とも、立候補予定説明会への出席は、候補者1名に対して3名までとさせていただきます。

◆問合せ 町選挙管理委員会(☎23-2330)

投票日 当別町長選挙 7月24日(日)  
当別町農業委員会委員選挙 7月10日(日)



年金

サラリーマンの妻など  
第3号被保険者は確認を

届出もれしていませんか?

国民年金の第3号被保険者(一般的にはサラリーマンの妻などで扶養されている配偶者)に該当する方は、届出すると保険料を納付する必要がなく、その期間が保険料納付済期間として年金額に反映されます。

しかし、第3号被保険者の届出を忘れてしまうと保険料未納期間となってしまいます。

未届けの方を救済します

今回、届出の遅れや未届けなどの方を救済するために、特例的に過去にさかのぼって届出ができるようになりました。

この特例届出を行えば第3号被

保険者になった時点までさかのぼって保険料納付済期間となります。

すみやかに提出してください

第3号被保険者に該当していながら、該当届を提出していない方は、国保年金係(☎23-2467)または札幌北社会保険事務所(☎011-717-4111)へご相談ください。

- ◆役場窓口年金相談日  
6月8日(水)・22日(水)  
1階国保年金係へお気軽にお越しください。
- ◆年金保険相談所の開設  
主催 札幌北社会保険事務所  
日時 6月20日(月)  
10時～15時  
場所 商工会館(錦町)

試験

危険物取扱者試験  
消防設備士試験

①第2回 危険物取扱者試験

試験種類 乙種 第4類、丙種  
▼試験日 7月24日(日)  
▼試験地 札幌市ほか6市  
▼受付期間 6月15日(水)～23日(木)

②第1回 消防設備士試験

▼試験種類 甲種(第1～5類)、乙種(第1～7類)  
▼試験日 7月24日(日)  
▼試験地 札幌市ほか6市  
▼受付期間 6月15日(水)～23日(木)

③第2回 消防設備士試験

▼試験種類 甲種(特類)  
▼試験日 8月28日(日)  
▼試験地 札幌市  
▼受付期間 7月6日(水)～14日(木)

願書は、当別消防署に用意してあります。

▼詳細 同消防署消防課指導係(☎23-2537)

環境

自己所有地の草刈りなど  
管理をお願いします

町では、「当別町空き地の環境保全に関する条例」に基づき土地所有者に対し、雑草や雑木が伸びたり倒れたりして、火災の発生や近隣住民の生活環境を損なうことがないように、空き地などの適正な管理をお願いしています。

これから雑草などが生い茂る季節になりますので、草刈りなどの敷地管理をお願いします。

▼問合せ 環境対策課環境対策係(☎23-2503)

### 国保

#### ご存じですか？ 「高額療養費」制度



国保は病気やケガに備える大切な制度です。

**＜質問＞** 私は、45歳の男性です。平成17年5月3日から5月29日まで初めて入院し、348,351円支払いました。申請すると医療費が戻る「高額療養費制度」があるそうですが、いくら受給できますか？

私の世帯の平成15年の所得は、560万円で住民税が課税されています。

**＜説明＞** 5月の自己負担限度額は、81,502円になりますので、負担した医療費348,351円との差額266,849円を、早く7月末頃支給します。

これ以外に差額ベッド代などを負担していても対象にはなりません。

手続きには、医療費の領収書、国保被保険者証と世帯主名義の口座番号がわかるものを持参してください。また、申請する方のケースにより自己負担限度額が違ってきますので、お問い合わせください。

#### 国保は助け合いの制度

この方の入院医療費総額は、1,161,170円で、このうち国保で負担する額は、高額療養費を含め1,079,668円（93%）です。

このように病気やケガの医療費が多額になると国保で支払う負担も大きくなります。国保は、医療費による経済的負担を軽くし、安心して医療を受けられるよう国保税を出し合い、必要な医療などに充てる「助け合い」の制度です。町の国保の医療費は、年々増加し、厳しい状況となっています。いつ、どこで病気やケガをするか分かりませんが、いつまでも元気で生活することが最も大切なことです。

町では様々な健康づくりの取り組みを行っていますので、是非お役立てください。健康情報は、広報の「健康カレンダー」や「いきいき健康生活」をご覧ください。 詳細 国保年金係 (23-2467)

### 融資

#### ご利用ください 北海道福祉資金融資制度

##### ▼融資の対象になる方

中小企業に勤務する方（前年の総所得が600万円以下）

2年間で通算12カ月以上勤務している季節労働者の方（前年の総所得が600万円以下）

企業倒産など事業主の都合により離職した方（雇用保険受給資格者など）

▼資金の用途 医療資金、災害資金、教育資金、冠婚葬祭資金、一般生活費など。

##### ▼融資限度額・融資期間

120万円以内、8年以内（離職者の方は100万円以内、5年以内）

##### ▼融資の利率

中小企業に勤務の方⇒年1.50%  
季節労働者、離職者の方⇒年0.60%

▼取扱金融機関 北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店

▼問合せ 取引金融機関のほか、道経済部金融課または石狩支庁商工労働観光課 (011-231-4111・内線26-365・34-421) へ。

### 納税

#### 町税は納期内に納めましょう



町税は、町民が住み良い「美しいまちづくり」を進めるための貴重な自主財源です。

平成17年度分町道民税・固定資産税の第1期の納期限は、6月30日です。納期内に納税願います。

病気や失業などの事情により納期内に納税できない方は、納税課納税係までご相談ください。

また、毎月第2・第4木曜日に開設している夜間納税相談窓口もご利用ください。

▼問合せ 納税課納税係 (23-2341)

### 予防注射

#### 忘れずに 犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼ったときには市町村への登録と狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。

##### ①犬の登録

犬の登録は一生に一回となっており、登録番号が入った鑑札が交付されます。鑑札を首輪につけることによって、犬が捕獲された場合でもすぐに飼い主に連絡することができます。

##### ②狂犬病の予防注射

日本では、1970年以降狂犬病の発生事例はありませんが、近年は、流通経路の拡大でさまざまな病気が発生しています。

予防注射は、動物病院で受けることができますので、年に一回の受診をお願いします。

▼犬の登録・問合せ 環境対策課環境対策係 (23-2503)

## 児 童 手 当

### 児童手当の現況届の提出は 6月30日までにお忘れなく

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出することが義務付けられています。

現況届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうか確認するための大切な手続きですので、必ず提出してください。(未提出の方は、6月以降の児童手当が受給できなくなります。)

なお、平成17年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成17年1月1日現在の住所地で発行された児童手当所得証明書を添付してください。

現況届は、6月上旬までに受給者の方に郵送します。お手元に届かない場合は、子育て推進課子ども係までご連絡ください。

**提出期限** 6月30日(木)

**提出先**：子育て推進課子ども係  
(「ゆとろ」内・☎23-3024)

## 医 療 費

### 68・69歳対象の 町老人医療費助成制度廃止

「当別町行財政システム再構築プラン」の中で、町民の健康づくりを行っていくことが大切なことと位置付け、これまで行っていた町の老人医療費助成制度は今年7月末日限りで廃止することになりました。

8月1日以降、地色が灰色で左上に㊦と印字された受給者証は使用できなくなりますので、ご注意ください・ご理解をお願いします。(これにより医療費負担は、国民健康保険や社会保険など加入している被保険者証の自己負担割合となりま

す。)

なお、一定要件を満たす方は、北海道の老人医療給付事業「道老」により町の老人医療制度「町老」と同様の医療費の助成が受けられる場合もありますので、お問い合わせください。

▼問合せ・詳細 福祉課福祉係  
(「ゆとろ」内・☎23-3019)

## 介 護

### 有効期限にご注意 施設入所者の食事負担額軽減

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設)に入所している方の食事負担額の減額認定証の有効期間は5月31日までです。まだ更新手続きをされていない方は忘れずに申請を行ってください。

また、施設入所中で認定証の交付を受けていない方が、次に該当する場合は、申請することで食事の負担額(日額780円)が軽減されます。

①生活保護または老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が町民税非課税の方～日額300円の負担

②世帯全員が町民税非課税の方～日額500円の負担

**申請・問合せ** 福祉課介護サービス係(「ゆとろ」内・☎23-3029)

## 労 働

### 6月は「外国人労働者 問題啓発月間」です

国では、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、各種の啓発活動を行っています。

事業主の方々をはじめ国民の皆様には、外国人労働者の適正な就労と不法就労の防止について、ご理解、ご協力をお願いします。

▼問合せ ハローワーク札幌北  
(☎011-743-8609)または北海道労働局職業安定部職業対策課  
(☎011-709-2311)

## 豆

### 野菜

### 料理講習会

簡単でおいしい豆・野菜料理をご紹介します。

とき 7月6日(水) 10時～13時

ところ ゆとろ(西町)

内容 簡単でおいしい豆・野菜料理を何品かご紹介いたします。

定員 先着20名  
(定員になり次第締め切り)

参加費 200円

持ち物 三角巾・エプロン・筆記用具

申込期限 6月20日(月)

申込先・問合せ

真壁紀美子(☎/FAX23-1432)

▼主催 町食生活改善推進協議会



### 歯の健康プラザ 耳より情報 6月4日～7月4日を「虫歯ナシ月間」に



プラザ開設日 月・水・金  
10時～12時・13時30分～17時

歯の健康プラザでは、道内で手に入るお口のケア用品をたくさん取り揃えました。グッズを实际見てさわって、体験してみませんか。気になっていることや不安などの相談も専門のスタッフがお答えします。

ぜひ一度お越しください。

問合せ 同プラザ(☎23-0503)